河和田自然に親しむ会会則

【名称】
第１条　本会を河和田自然に親しむ会と称す。
【目的】
第２条　本会は、鯖江市河和田地区および周辺の自然の観察を通じて自然に親しむことにより、自然保護意識を普及し、豊かな自然環境の保全と継承に貢献する。
２　本会は、「この自然を未来に残したいね！」をスローガンとする。
【事業】
第３条　本会は、目的達成のため、次の事業を行う。
①自然保護意識の普及に関する事業
②「河和田の自然」に関する調査および研究
③自然観察会の開催や、依頼による小中学校や地域での自然観察会の指導
④河和田の自然情報の発信と発表
⑤他の自然保護団体との連携
⑥その他、本会の目的達成のため必要な事業
【構成員】
第４条　本会の会員は、河和田地区に在住する者および福井県内、県外に在住するもので本会の目的に賛同した者をもって構成する。
２　会員と準会員、子供会員（中学生以下）で構成する。
【役員】
第５条　本会に会長１名、副会長１名、会計１名、監事２名　および運営委員若干名を置く。
２　会長は、会を代表し、会務を総理する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその代理をする。
４　会長および副会長、会計は、運営委員の中から選任する。
５　会計は、会の財務を担当し、総会においてそれを報告する。
６　監事は、本会の事業及び会計を監査する。
７　運営委員は、会務および事務を分担する。内１名を事務局長とする。
８　役員は、総会において選任し、その任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。
９　監事を除く各役員について、役職の兼任を認める。
【総会】
第６条　総会は、通常総会および臨時総会とし、次の事項を議決する。
①規約の改正
②役員の選任
③事業計画および収支予算の決定
④事業報告および収支決算の承認
⑤その他、運営委員会が必要と認める事項
２　総会の議決は、出席会員の過半数をもって行う。
【運営委員会】
第７条　運営委員会は、会長、副会長、会計および運営委員をもって構成し、総会の決議事項に基づき、会の運営を行う。
２　運営委員会は、必要に応じ、会長が召集する。
【事務局】
第８条　会に事務局を置く。
２　事務局は、原則として事務局宅に置き、会運営に必要な事務を処理する。
【経費】
第９条　会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもって充てる。
【会費】
第10条　会費は、会員より年間会費、準会員より例会参加会費を集める。子供会員は会費を集めない。
【会計年度】
第11条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。
第12条　この規約に定めるもののほか、会の運営に必要な事項は運営委員会が別に定める。
附　則
１.この会則は２００４年８月１日より施行する。
2.この会則は２００７年３月25日に改正施行する。